

# 国民年金からのお知らせ

## 学生納付特例制度のご案内 ～学生の方へ～

### 保険料を後払いできる制度です

「学生納付特例制度」は、在学中の保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる制度です。所得がない場合や少ないことにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請してください。

※日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。

※申請の審査結果は、日本年金機構から本人にハガキで通知されます。

### 対象者

前年所得が118万円以下である20歳以上の学生  
(大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など)  
※各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。

### 必要書類

- 基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など) ○印鑑(本人が署名する場合は不要です。)
- 学生証または在学証明書(学生証は写しでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください。学生証の写しは、裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合、裏面も必要です。)
- 退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

※個人番号(マイナンバー)により申請を行う場合

- マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し)
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

### 申請できる期間

- 20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く。)まで、将来期間は年度末まで申請できます。
- 1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月まで)の申請となります。過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。

受付 平成31(2019)年度申請の受け付けは、4月1日(月)より開始となります。

申請先 市役所保険年金課、十四山支所  
中村年金事務所国民年金課



### 追納のご案内

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額させるためにも、追納をお勧めします。

- ①免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。(カラ期間として扱われます。)
- ②10年間に限り追納することができます。(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます。)
- ③学生納付特例を受けた3年度目以降追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乘せされます。
- ④追納保険料には、口座振替はご利用できません。追納にはお申し込みが必要です。詳細につきましては、年金事務所へお問い合わせください。

中村年金事務所 国民年金課 (名古屋市中村区太閤1-19-46)

☎(052)453-7200 自動音声案内「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。

市役所保険年金課(内線123)

# 弥富北中学校



## 1年間を通して防災学習に取り組んでいます。

### 親子防災教室

3年生 目黒巻



目黒巻とは、災害が発生した後の自分の行動を時間軸ごとにイメージするツールです。自分の行動をシミュレーション、問題点や必要な行動、対策すべきことを浮き彫りにしました。

2年生 非常持ち出し袋



非常持ち出し袋には何を入れる?

1年生 いえまですぐ



ちゃんとゴールまでたどり着けるかな。

### 「Xデー」避難訓練

訓練直後



いきなり避難訓練?



まず、机の下に隠れないと!

グラウンドへ避難



「お・は・し・も」を守って避難します。

※「お・は・し・も」…押さない、走らない、しゃべらない、戻らない

避難完了



落ち着いて行動することができました。